

積立金の縮減と保有が必要な範囲について

- 余剰な積立金については、早期に縮減することが妥当。
- しかしながら、天災等の不測の事態に対応したり、受験者・登録者の利便性の向上の観点からの活用は必要であると考えられるが、その範囲をどのように考えるか。

試験事業安定積立資産

- 天災等により試験が実施できなかった際の、ブロック単位再試験事業費
- 受験者数の変動により、手数料を急激に変動させないための事業費補填 等

登録事業安定積立資産

- 登録者現況調査、就労状況調査
- 東日本大震災により、登録証を喪失した場合の再交付手数料の無料化
- 婚姻等に伴う氏名変更等にかかる変更手数料の減免
- 平成27年度以降、介護福祉士によるたんの吸引等が導入されることに伴う、システム改修費用、登録証の再交付経費 等

天災等の際に必要な事業経費について(案)

- 天災等不測の事態への対応のため、ブロック単位で再試験が実施できる程度の積立金を保有するべきではないか。
- その際、ブロックにより事業費が異なることから、最大の規模である関東信越ブロックの事業費程度を保有するべきではないか。

単位:億円

積立金の区分	額	天災時必要額(案)	残額
試験事業安定積立資産			
社会福祉士	11.9	1.2	10.7
介護福祉士	15.2	4.9	10.3
精神保健福祉士	0.8	0.3	0.5
小計	28.0	6.4	21.6
(参考)登録事業安定積立資産			
社会福祉士	0.7	—	0.7
介護福祉士	5.0	—	5.0
精神保健福祉士	0.7	—	0.7
小計	6.4	—	6.4

(注1)積立金額は平成22年度決算額。

(注2)天災時必要額(案)は関東信越ブロックの事業費を計上。(次頁以下参照)

ブロック別事業経費の状況(3福祉士合計)

単位:千円

ブロック	20年度	21年度	22年度	平均値
北海道	89,502	110,792	105,553	101,949
東北	163,933	194,920	190,383	183,099
関東信越	587,656	687,823	655,296	643,592
東海北陸	209,857	254,066	243,767	235,897
近畿	332,524	383,403	368,089	361,339
中国四国	171,196	212,721	204,904	196,274
九州	266,550	326,975	328,217	307,248
合計	1,821,219	2,170,700	2,096,209	2,029,398

(注1)管理費は除き、事業費のみを計上。

(注2)平成21年度はインフルエンザ対策のために事業費が増加している。

ブロック別事業経費の状況(社会福祉士)

単位:千円

ブロック	20年度	21年度	22年度	平均値
北海道	16,729	19,794	17,885	18,136
東北	22,654	26,523	23,966	24,381
関東信越	116,059	132,222	120,187	122,823
東海北陸	39,035	44,734	41,136	41,635
近畿	65,174	71,653	65,101	67,310
中国四国	31,716	36,420	32,193	33,443
九州	57,158	64,527	57,232	59,639
合計	348,527	395,873	357,699	367,367

(注1)管理費は除き、事業費のみを計上。

(注2)平成21年度はインフルエンザ対策のために事業費が増加している。

試験センター調べ

ブロック別事業経費の状況(介護福祉士)

単位:千円

ブロック	20年度	21年度	22年度	平均値
北海道	68,540	85,941	82,964	79,148
東北	135,738	162,225	161,076	153,013
関東信越	441,968	522,339	505,210	489,839
東海北陸	164,665	202,560	195,934	187,720
近畿	250,880	293,833	285,607	276,773
中国四国	134,555	171,072	168,007	157,878
九州	199,387	251,132	259,983	236,834
合計	1,395,733	1,689,102	1,658,781	1,581,205

(注1)管理費は除き、事業費のみを計上。

(注2)平成21年度はインフルエンザ対策のために事業費が増加している。

試験センター調べ

ブロック別事業経費の状況(精神保健福祉士)

単位:千円

ブロック	20年度	21年度	22年度	平均値
北海道	4,233	5,057	4,704	4,665
東北	5,541	6,172	5,342	5,685
関東信越	29,629	33,262	29,899	30,930
東海北陸	6,157	6,772	6,697	6,542
近畿	16,469	17,917	17,381	17,256
中国四国	4,925	5,229	4,704	4,953
九州	10,005	11,316	11,003	10,774
合計	76,959	85,727	79,729	80,805

(注1)管理費は除き、事業費のみを計上。

(注2)平成21年度はインフルエンザ対策のために事業費が増加している。

試験センター調べ

福祉関係国家試験の重複受験について

- 現在、社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験と介護福祉士国家試験は同一日に実施しているが、平成27年度より介護福祉士養成施設卒業者に国家試験が課されることにより、同一年度の重複受験が見込まれる。
- その際、社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験については、新たに試験会場の確保等による事業費の上昇が見込まれるが、受験手数料が過度に上昇しないようにするべきではないか。

平成23年度国家試験(筆記)日程

介護福祉士(筆記)	社会福祉士	精神保健福祉士
1/29(日) 10:00～11:50 13:30～15:10	1/29(日) 10:00～12:00(※) 13:30～15:30	1/28(土) 13:30～15:30 1/29(日) 10:00～12:00(※)

(※)社会福祉士と精神保健福祉士の共通科目日程。

介護福祉士養成施設卒業者が、社会福祉士試験、精神保健福祉士試験を同一年度に受験するには、試験実施日の変更が必要であり、事業費の上昇が見込まれる。

事業費見込額 約6千万円

社会福祉士 約5千万円

精神保健福祉士 約1千万円

※試験センター推計

「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の今後の在り方について」(平成20年12月26日、社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会報告書)

- 現在、社会福祉士・介護福祉士国家試験は同一日に実施しているが、現行の介護福祉士の養成施設等ルートには国家試験が課されていないため、社会福祉士・介護福祉士の両方の資格取得を希望する者は、介護福祉士養成施設等において、併せて社会福祉士の指定科目を履修することにより、両方の資格取得が可能になっている。
- 今後、介護福祉士の養成施設等ルートについて平成24年度から国家試験が新たに課されることとなり、現在のよう社会福祉士・介護福祉士国家試験を同一日に実施した場合、同一年度に両方の資格を取得することができなくなることから、実施日を区分することを検討する必要がある。

積立金縮減に伴う受験手数料及び積立金の推移試算

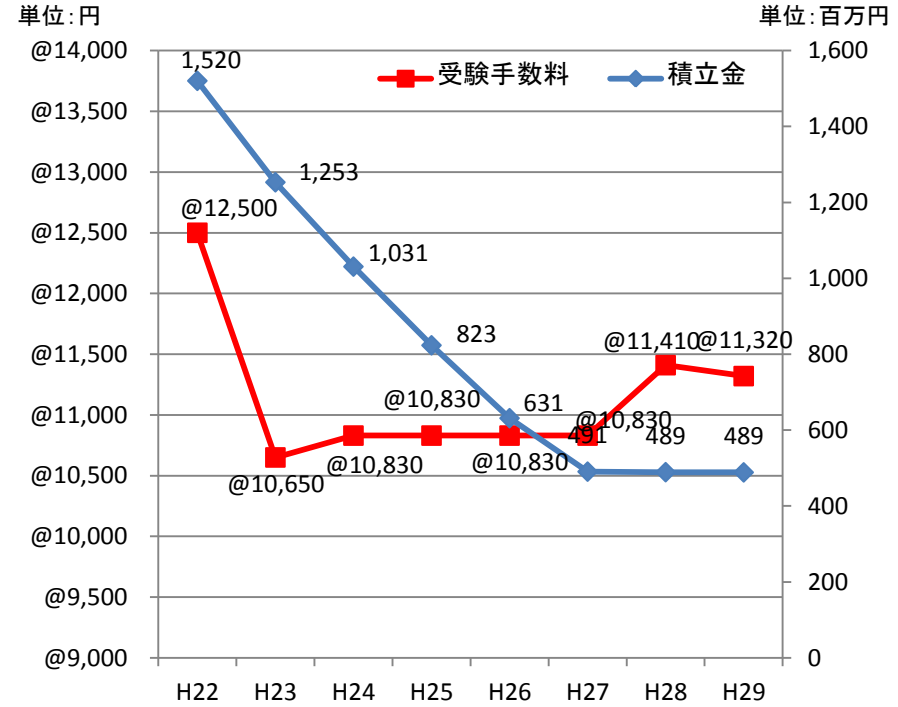
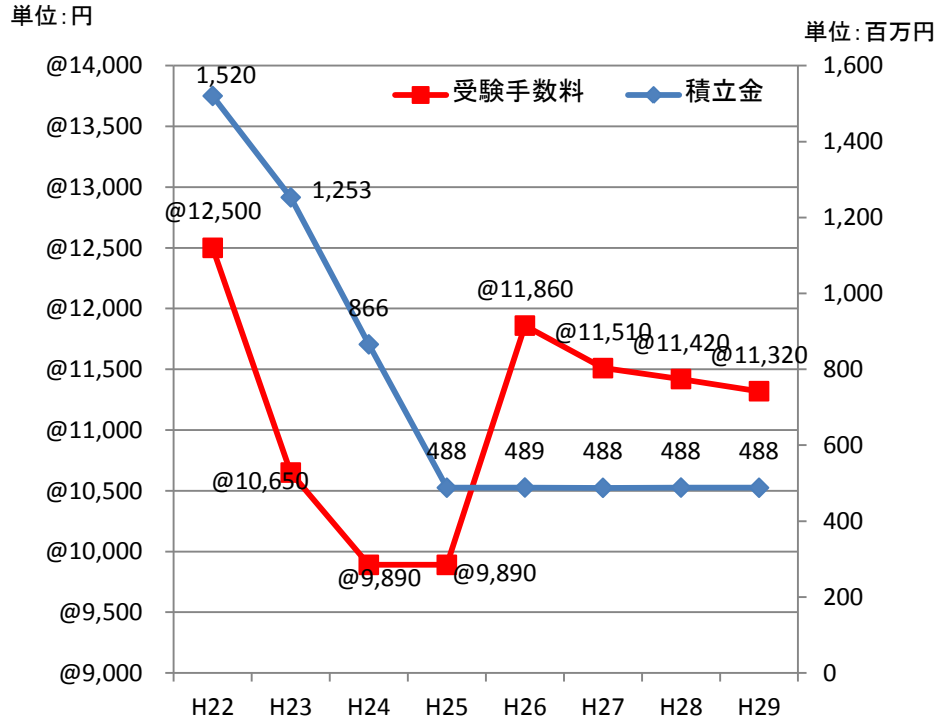
前提

- ・平成22年度末時点の積立金額から天災等に必要な経費を留保し、一定の期間で縮減した場合の、手数料及び積立金の推移である。
- ・平成23年度以降の支出見込みを22年度決算実績を踏まえ再試算をしたため、昨年度に算出した手数料及び積立金の見込みとは異なっている。

【介護福祉士試験】

3年間で積立金を縮減する場合

5年間で積立金を縮減する場合



注1:平成20年～22年の受験者数の伸び率を元に、平成23年度以降の受験申込者数を推計している。

注2:平成27年度より、養成施設ルートを受験が義務づけられるため、過去3年の養成施設卒業者の単年度登録者数の平均を計上している。

注3:上記の推計は、現時点での将来の見込みである。

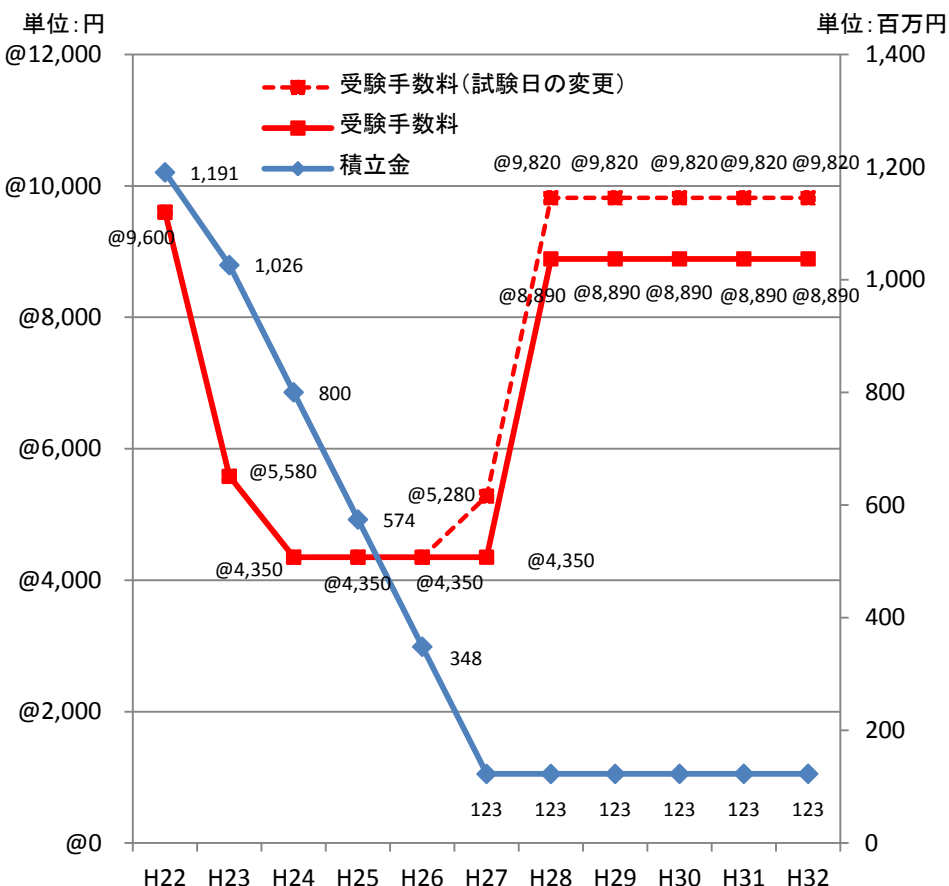
注1:平成20年～22年の受験者数の伸び率を元に、平成23年度以降の受験申込者数を推計している。

注2:平成27年度より、養成施設ルートを受験が義務づけられるため、過去3年の養成施設卒業者の単年度登録者数の平均を計上している。

注3:上記の推計は現時点での将来の見込みである。

【社会福祉士試験】

5年間で積立金を縮減する場合

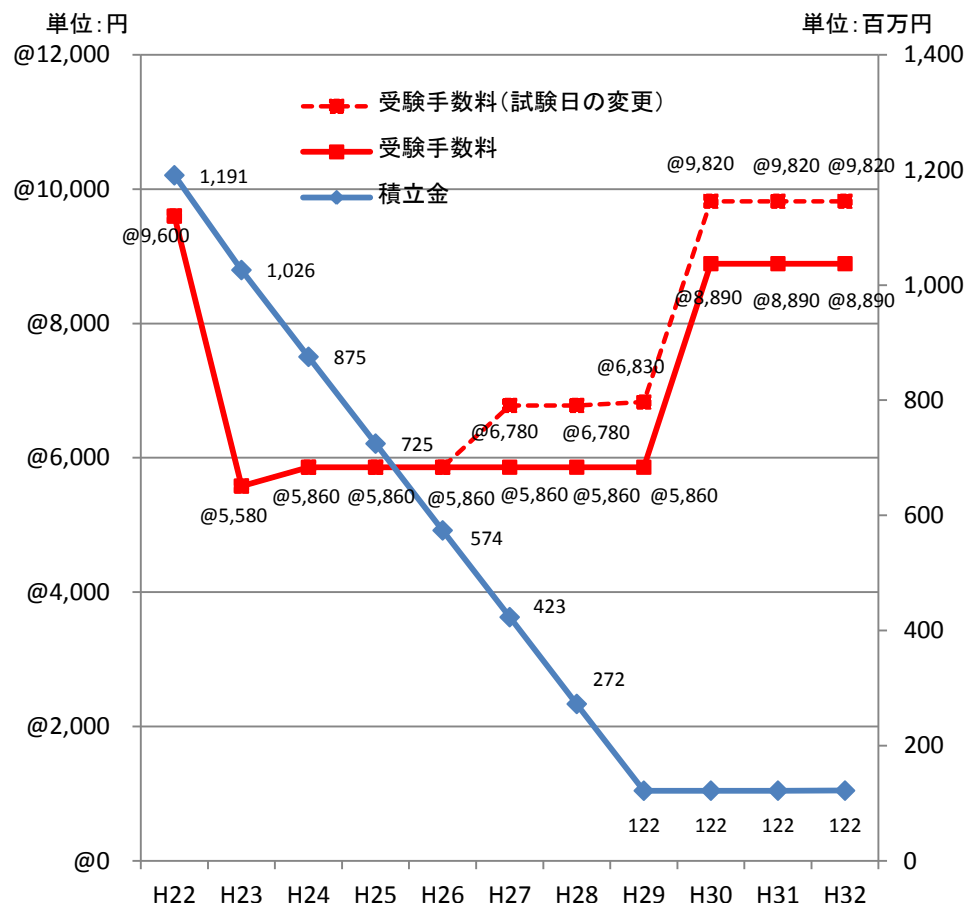


注1: 平成20年～22年の受験者数の平均を元に、平成23年度以降の受験申込者数を推計している。

注2: 受験手数料(試験日の変更)は、5年間で積立金を縮減し、かつ試験日を変更した場合の受験手数料である。

注3: 上記の推計は、現時点での将来の見込みである。

7年間で積立金を縮減する場合



注1: 平成20年～22年の受験者数の平均を元に、平成23年度以降の受験申込者数を推計している。

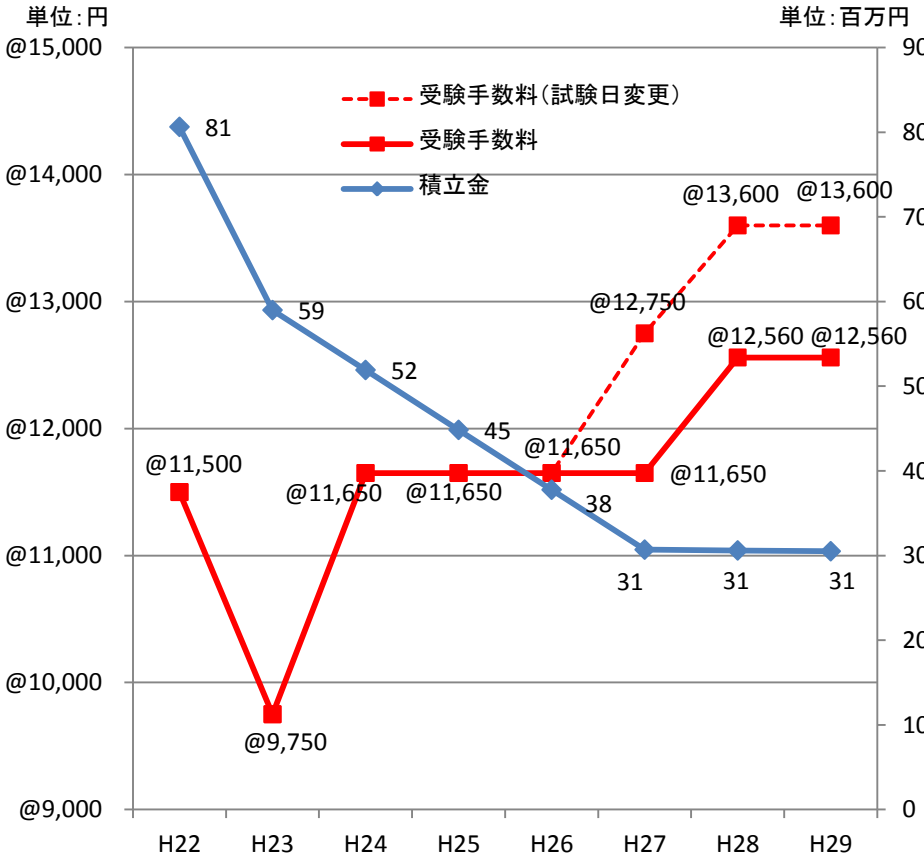
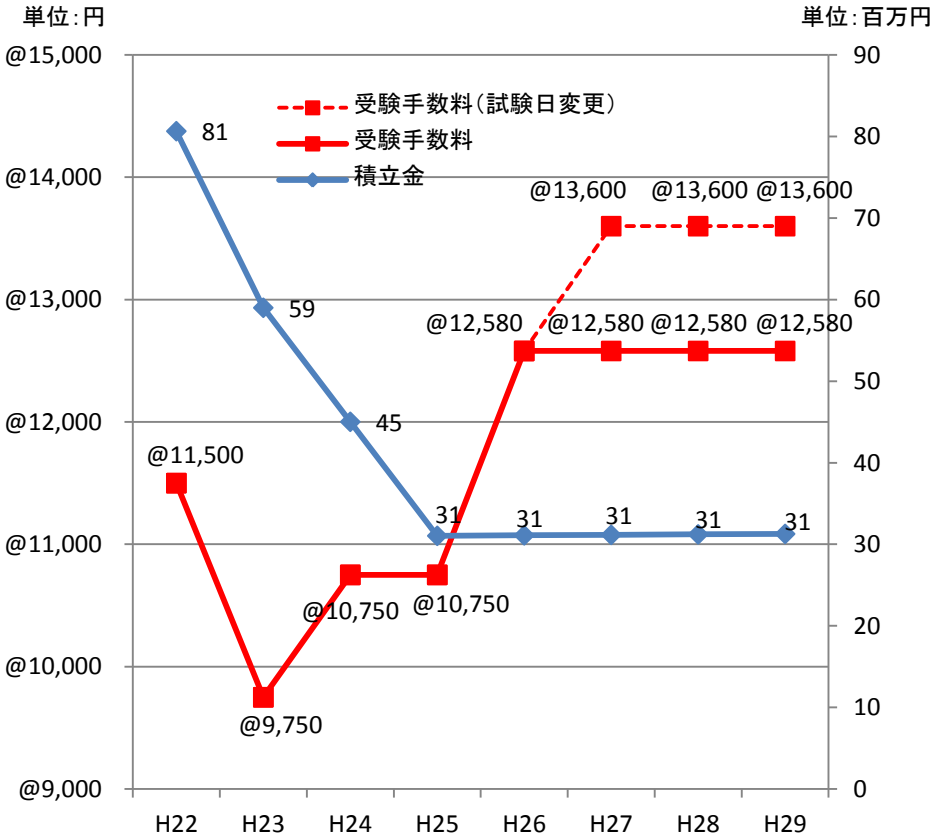
注2: 受験手数料(試験日の変更)は、7年間で積立金を縮減し、かつ試験日を変更した場合の受験手数料である。

注3: 上記の推計は、現時点での将来の見込みである。

【精神保健福祉士試験】

3年間で積立金を縮減する場合

5年間で積立金を縮減する場合



注1: 平成20年～22年の受験者数の平均を元に、平成23年度以降の受験申込者数を推計している。
 注2: 受験手数料(試験日の変更)は、3年間で積立金を縮減し、かつ試験日を変更した場合の受験手数料である。
 注3: 上記の推計は、現時点での将来の見込みである。

注1: 平成20年～22年の受験者数の平均を元に、平成23年度以降の受験申込者数を推計している。
 注2: 受験手数料(試験日の変更)は、5年間で積立金を縮減し、かつ試験日を変更した場合の受験手数料である。
 注3: 上記の推計は、現時点での将来の見込みである。

試験事業収支試算

試算にあたっての前提

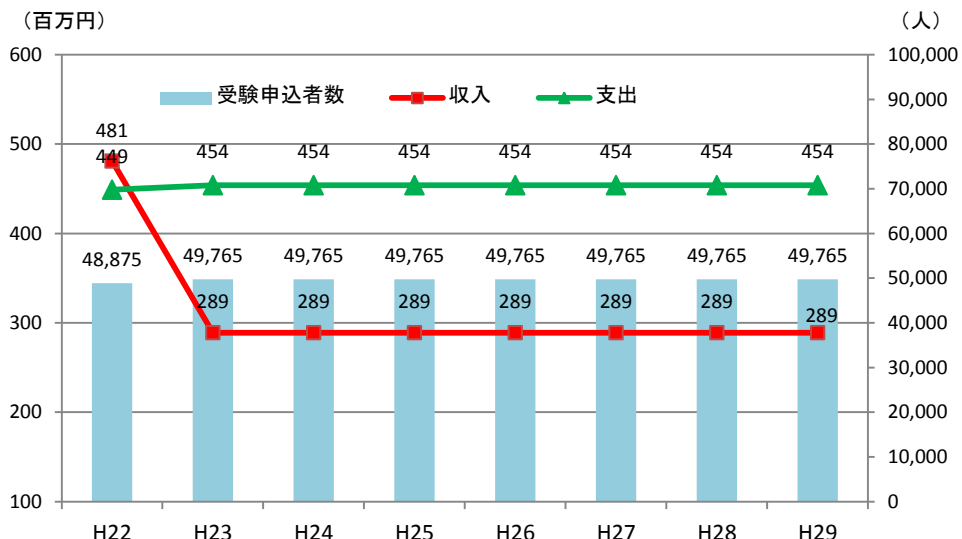
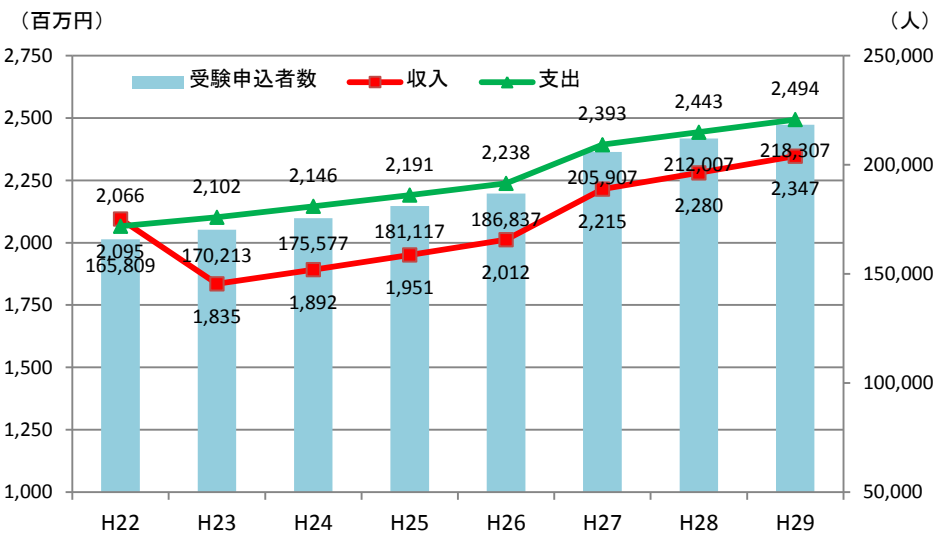
- ・収入見込みは、23年度受験手数料を用いて算出している。
- ・支出のうち、諸謝金、印刷製本費、借損料、雑役務費、委託費については、受験者数により変動が見込まれるため、受験者数伸び率で乗じた金額を用いて算出している。
- ・試験事業安定積立資産による補填は考慮せず、収支を均衡させるために必要な受験手数料を算出している。

介護福祉士

社会福祉士

- ・実務ルート+福祉系高校の過去3年の受験者数の伸び率を元に受験申込者数を推計
- ・平成27年度以降の養成施設ルートの受験申込者数は、過去3年の養成施設卒業生の登録者平均から推計

- ・過去3年の受験者数平均を元に、受験申込者数を推計



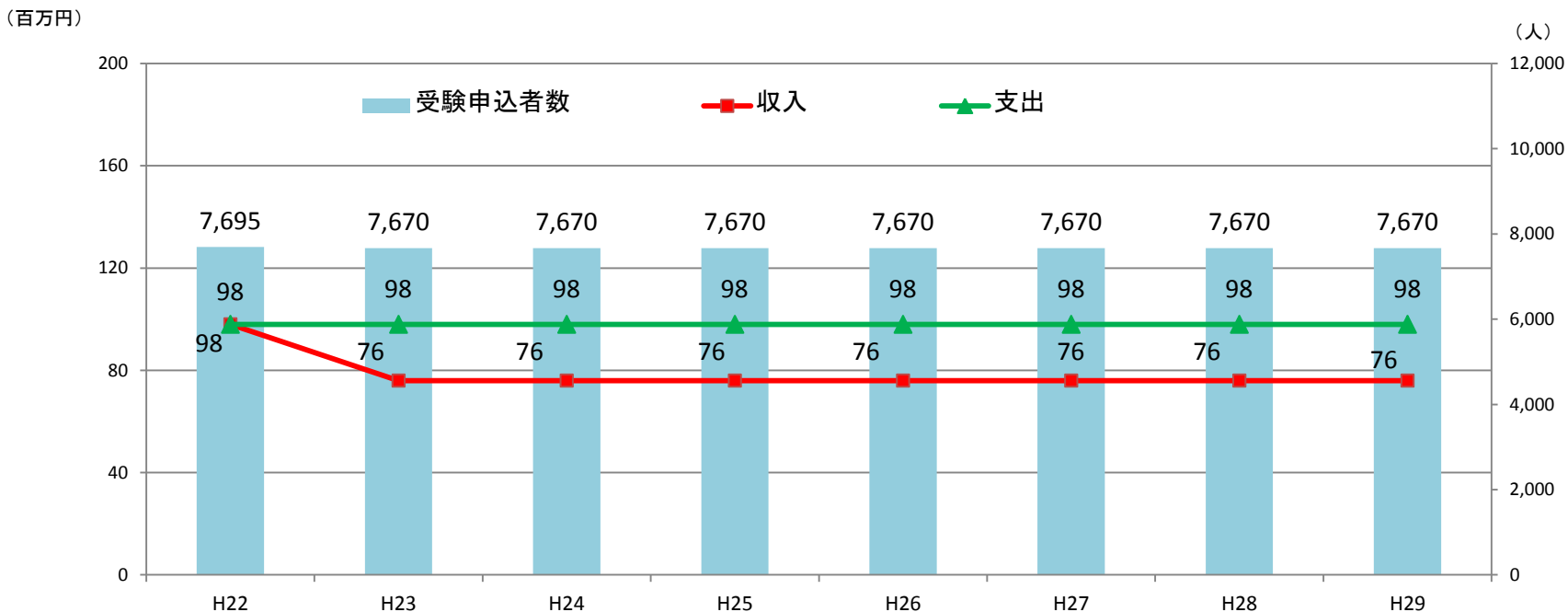
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収入(百万円)	2,095	1,835	1,892	1,951	2,012	2,215	2,280	2,347
支出(百万円)	2,066	2,102	2,146	2,191	2,238	2,393	2,443	2,494
受験申込者(人)	165,809	170,213	175,577	181,117	186,837	205,907	212,007	218,307
受験手数料(円)	12,500	12,220	12,096	11,975	11,858	11,514	11,417	11,322

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収入(百万円)	481	289	289	289	289	289	289	289
支出(百万円)	449	454	454	454	454	454	454	454
受験申込者(人)	48,875	49,765	49,765	49,765	49,765	49,765	49,765	49,765
受験手数料(円)	9,600	8,889	8,889	8,889	8,889	8,889	8,889	8,889

試験事業収支試算

精神保健福祉士

・ 過去3年の受験者数平均を元に、受験申込者数を推計



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
収入(百万円)	98	76	76	76	76	76	76	76
支出(百万円)	98	98	98	98	98	98	98	98
受験申込者(人)	7,695	7,670	7,670	7,670	7,670	7,670	7,670	7,670
受験手数料(円)	11,500	12,572	12,572	12,572	12,572	12,572	12,572	12,572

(参考1)受験手数料、登録手数料算定の考え方(第1回資料の再掲)

基本的考え方

- 受験手数料、登録手数料については、それぞれの試験・登録勘定毎に、受験者数等の動向、手数料等の収入と経費の支出のバランス等を3年に1度検証し、必要に応じ水準を見直し。

平成22年6月の厚生労働大臣指示を受け、積立金を財源に、手数料を時限的に引下げ

【受験手数料】

平成23年度からの3年間(社会福祉士は5年間)、受験手数料を時限的に引下げ。

	22年度	23年度～	26年度～	28年度～
社会福祉士受験手数料	9,600円	<u>5,580円</u>	5,580円	<u>10,340円</u>
介護福祉士受験手数料	12,500円	<u>10,650円</u>	<u>13,420円</u>	13,420円
精神保健福祉士受験手数料	11,500円	<u>9,750円</u>	<u>13,140円</u>	13,140円

※上記の推計は、現時点での将来の見込である。試験事業安定積立資産を財源として活用。

【登録手数料】

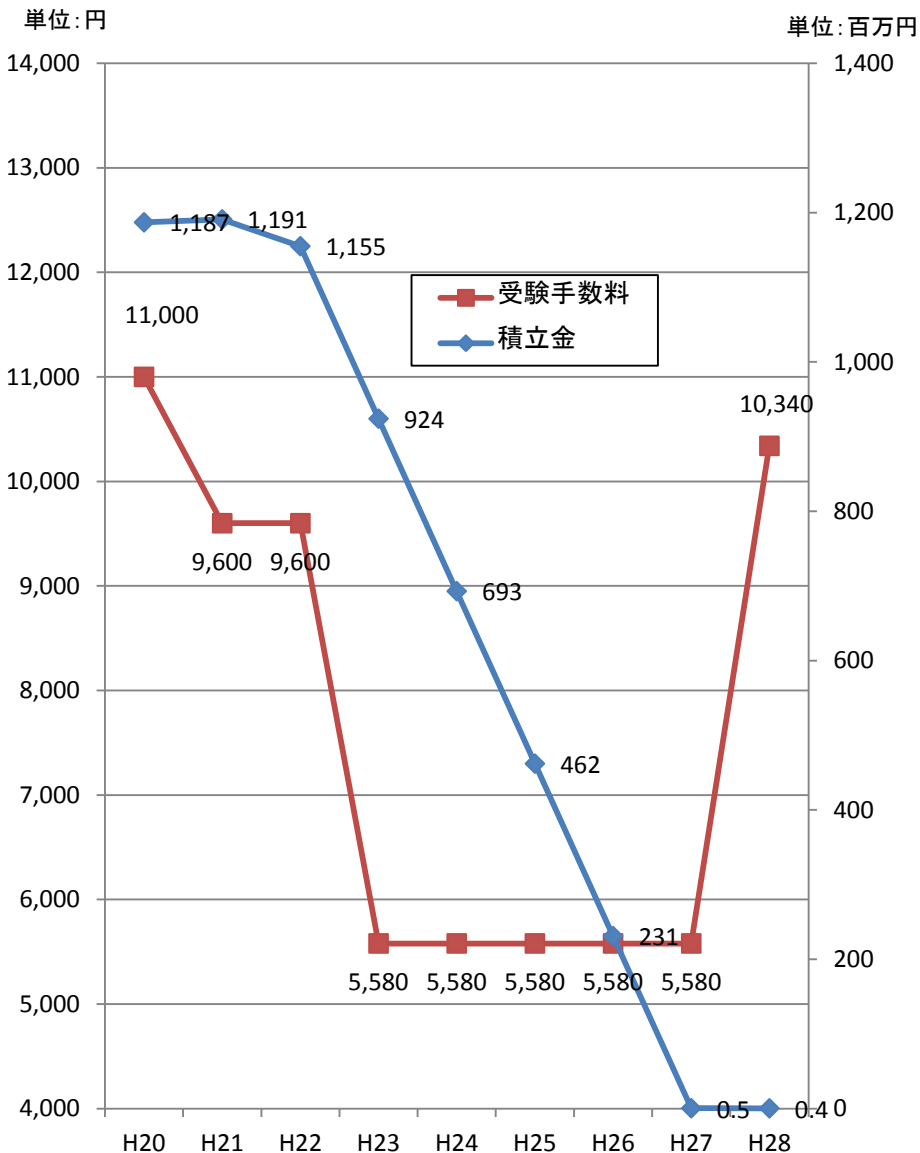
平成23年度からの3年間、介護福祉士登録手数料を時限的に引下げ。

	22年度	23年度～	26年度～	28年度～
介護福祉士登録手数料	4,050円	<u>3,320円</u>	<u>4,990円</u>	4,990円

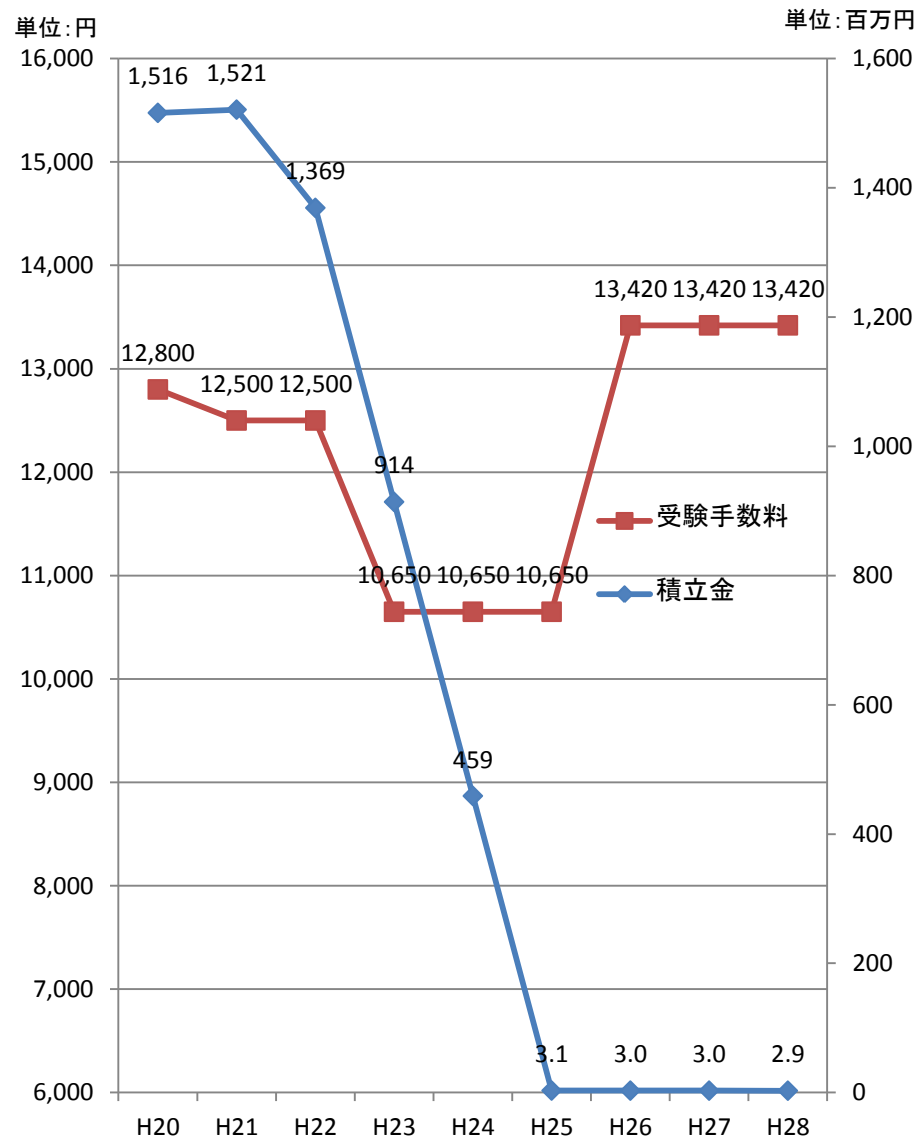
※上記の推計は、現時点での将来の見込である。登録事業安定積立資産を財源として活用。

(参考2) 積立金縮減に伴う手数料及び積立金の推移(第1回資料の再掲)

社会福祉士受験手数料



介護福祉士受験手数料

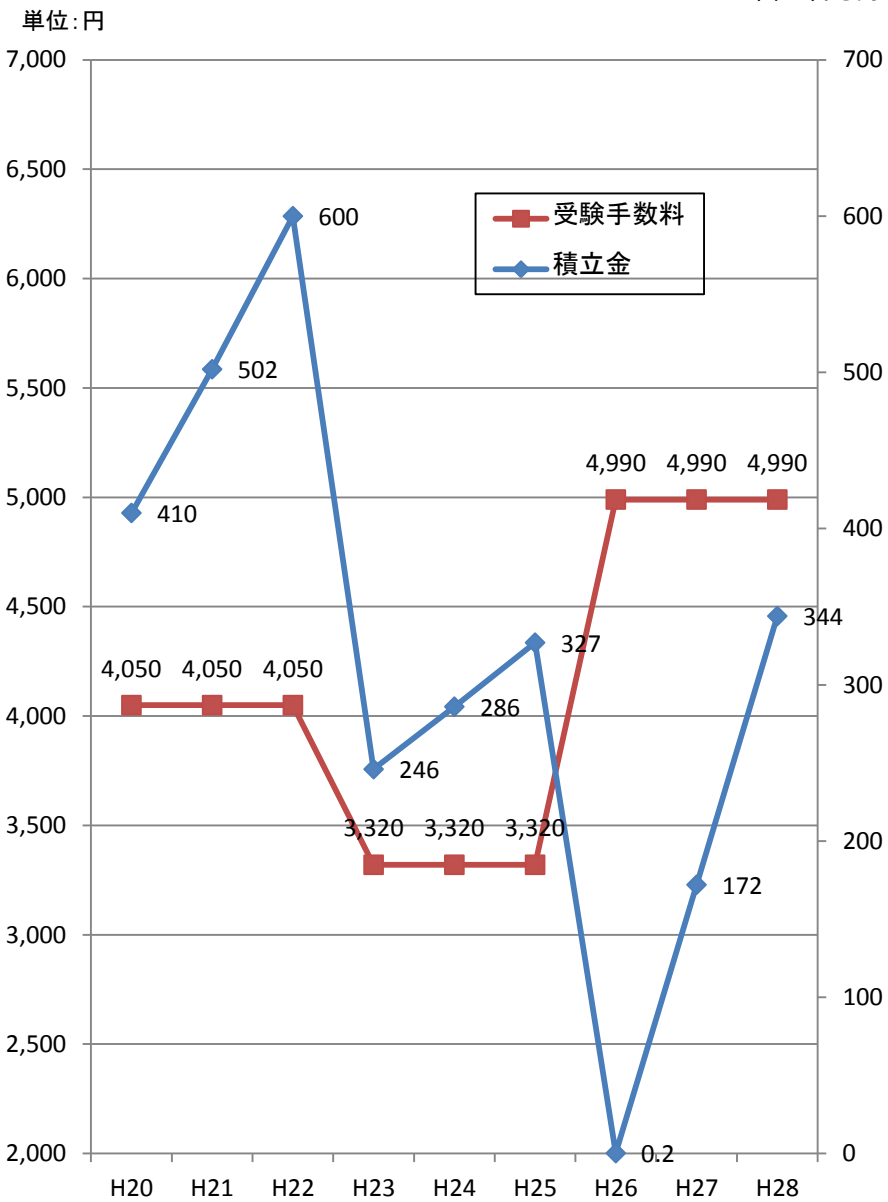
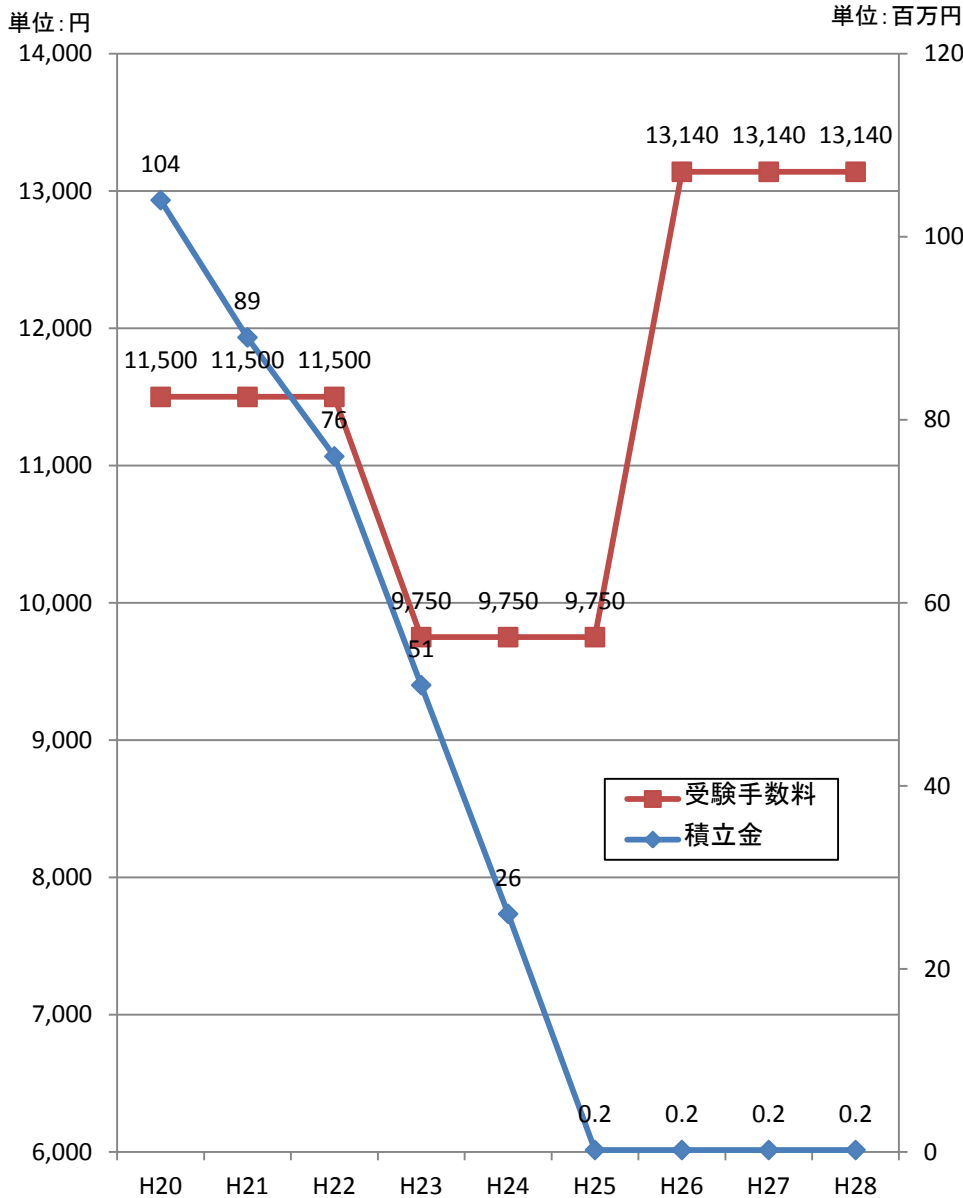


※上記の推計は、現時点での将来の見込である。

精神保健福祉士受験手数料

介護福祉士登録手数料

単位：百万円



※上記の推計は、現時点での将来の見込である。

平成20年介護福祉士等就労状況調査の概要について

財団法人社会福祉振興・試験センターにおいて、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士有資格者に対し、有資格者の就労状況及び就労意識等に関する調査を実施。

【調査の概要】

1. 調査時期等

平成20年7月1日現在の状況について、本年9月22日に調査票を送付し、10月22日までを回答期限とした。

2. 調査回答者の状況

平成20年3月末時点における3資格全ての登録者770,896人に対し登録情報の確認を行った際に、本調査に同意した有資格者308,583人(有資格者全体の約40%)へ調査票を送付し、186,379人(有効回答率約60%(下表参照))から有効回答を得た。

	合計	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士
登録状況把握調査票送付数	770,896人	95,584人	640,544人	34,768人
調査票送付(現況把握調査同意者)数	308,583人	43,018人	249,844人	15,721人
有効回答数	186,379人	26,624人	152,564人	7,191人
有効回収率	60.4%	61.9%	61.1%	45.7%

3. 調査回答者の保有資格の状況

調査回答者の保有資格は、① 社会福祉士26,624人(約14%)② 介護福祉士152,564人(約82%)

③ 精神保健福祉士7,191人(約4%)であった。

4. 調査回答者の就労状況

調査対象者の就労分野の状況は、

① 福祉・介護分野で就労している者 … 142,980人(約77%)

② 他分野で就労している者 … 15,800人(約9%)

③ 現在就労していない者 … 27,599人(約15%) であった。

【総事業費】

344,738千円(登録者現況調査220,143千円、就労状況調査124,596千円)

東日本大震災に伴う特例措置について

免許証等の再交付手数料の免除措置の実施状況

59制度(総務省抽出)のうち13制度については、東日本大震災の被災により、免許証等が汚損、亡失した場合における再交付手続において、通常は必要とされている手数料を免除している(予定を含む。)

○ 岩手県、宮城県及び福島県において免除しているもの(10制度)

運転免許、危険物取扱者、消防設備士、登録販売者、介護支援専門員、保育士、第一種電気工事士、第二種電気工事士、二級建築士、通訳案内士

○ 指定試験機関等において免除しているもの(3制度)

美容師、総合旅行業務取扱管理者、国内旅行業取扱管理者

(出典)平成23年8月15日総務省行政評価局「震災対策に係る実態把握活動<東日本大震災に伴う国の資格試験や免許証等の再交付手数料に係る特例措置の実態把握>」

○ 被災した有資格者の経済状況等に鑑み、登録証を汚損、亡失した被災者については、再交付手数料(現行1,200円)を免除・返還する必要があるのではないかと。

※ 現在は、被災により登録証を汚損又は紛失した者に対して、登録済証明書を発行している。
(平成23年3月以降7月末現在実績 172件(3福祉士合計))

○ その際、登録事業安定積立資産を財源とするべきではないかと。

変更登録手数料の状況について

変更事項	平成20年度	平成21年度	平成22年度
氏名	26,494件	13,109件	13,011件
	35,457,600円	15,730,800円	15,613,200円
社会福祉士	4,091件	2,106件	2,335件
介護福祉士	21,385件	10,283件	9,881件
精神保健福祉士	1,018件	720件	795件
本籍地都道府県名	2,471件	545件	615件
	3,375,600円	654,000円	738,000円
社会福祉士	394件	102件	109件
介護福祉士	1,963件	408件	465件
精神保健福祉士	114件	35件	41件
合計	28,965件	13,654件	13,626件
	38,833,200円	16,384,800円	16,351,200円
(参考)登録証再発行	3,279件	1,094件	988件
	4,158,000円	1,312,800円	1,185,600円
社会福祉士	294件	110件	116件
介護福祉士	2,923件	963件	837件
精神保健福祉士	62件	21件	35件

試験センター調べ

(注1)上段は変更件数、下段登録は変更手数料収入。資格別は件数。

(注2)変更登録手数料は、1,200円。(社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和62年政令第402号)第13条)

(注3)登録事項には、その他生年月日、登録番号及び登録年月日、国家試験に合格した年月が含まれるが、変更を伴うものではないため、変更件数は0件。

(注4)平成20年度は登録者現況調査を実施したことから件数が多い。

(参考)登録事項の変更にかかる根拠規定

(社会福祉士の例)

○ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)

(登録)

第二十八条 社会福祉士となる資格を有する者が社会福祉士となるには、社会福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(登録事項の変更の届出等)

第三十一条 社会福祉士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 社会福祉士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(変更登録等の手数料)

第三十四条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和62年政令第402号)

(変更登録等の手数料)

第十三条 法第三十四条 (法第四十二条第二項 において準用する場合を含む。) の手数料の額は、千二百円とする。

たんの吸引等の導入にかかる登録証再交付等について

背景

- 社会福祉士及び介護福祉士法の改正（平成23年6月22日公布）により、平成27年度より介護福祉士にたんの吸引等業務が発生。業務の管理の観点から、登録事項を見直す必要がある。
- 具体的には、
 - ① 既に介護福祉士として登録済の者が追加研修（指定研修課程）を修了した場合の登録証の再交付、登録事項の追加・管理
 - ② 平成27年度以降、新たに介護福祉士となった者の登録事項の追加・管理が必要。



たんの吸引等業務の導入に伴う登録システムの改修、登録証の再交付にかかる経費について、登録事業安定積立資産を財源とし、登録変更申請者の負担を課さないようにするべきではないか。

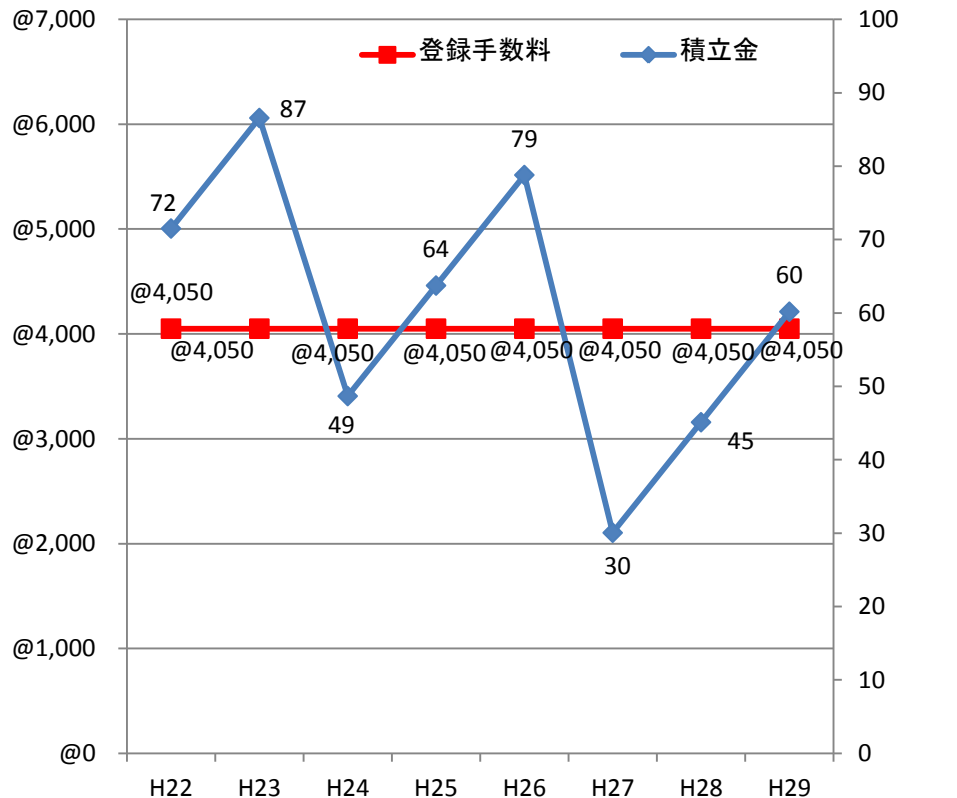
積立金縮減に伴う登録手数料及び積立金の推移試算

前提

- ・平成22年度末時点の積立金額から登録者現況調査、就労状況調査費を留保し、縮減した場合の手数料及び積立金の推移である。
- ・登録者現況調査、就労状況調査は3年に1度実施する。
- ・登録者現況調査費は、平成20年度の実績から登録者伸び率を乗じて推計している。

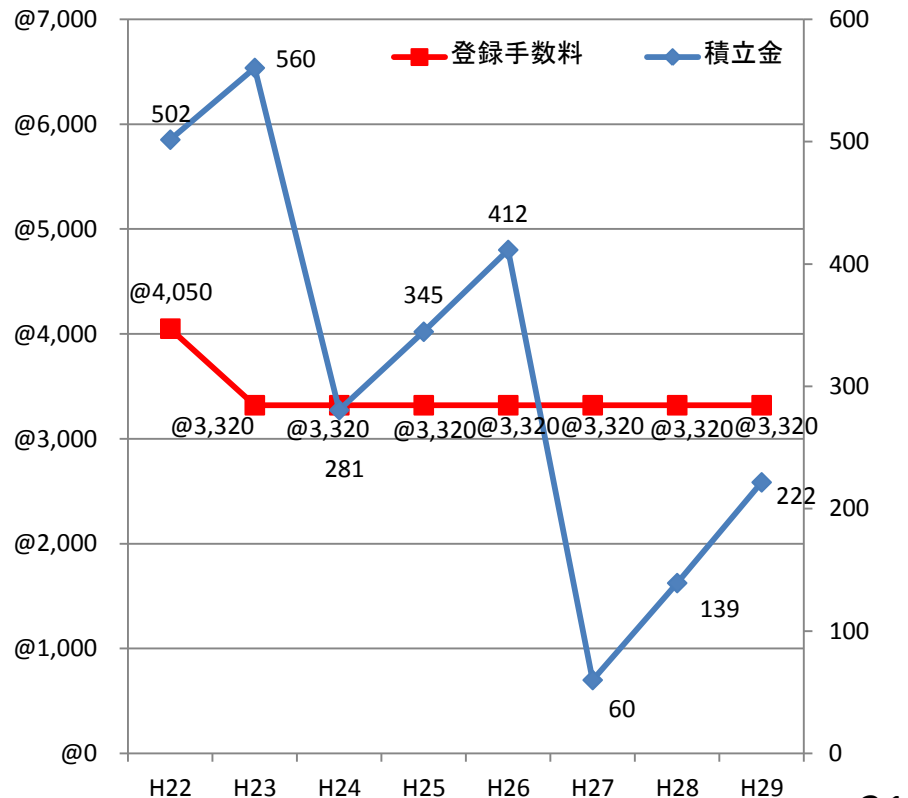
【社会福祉士】

単位:円



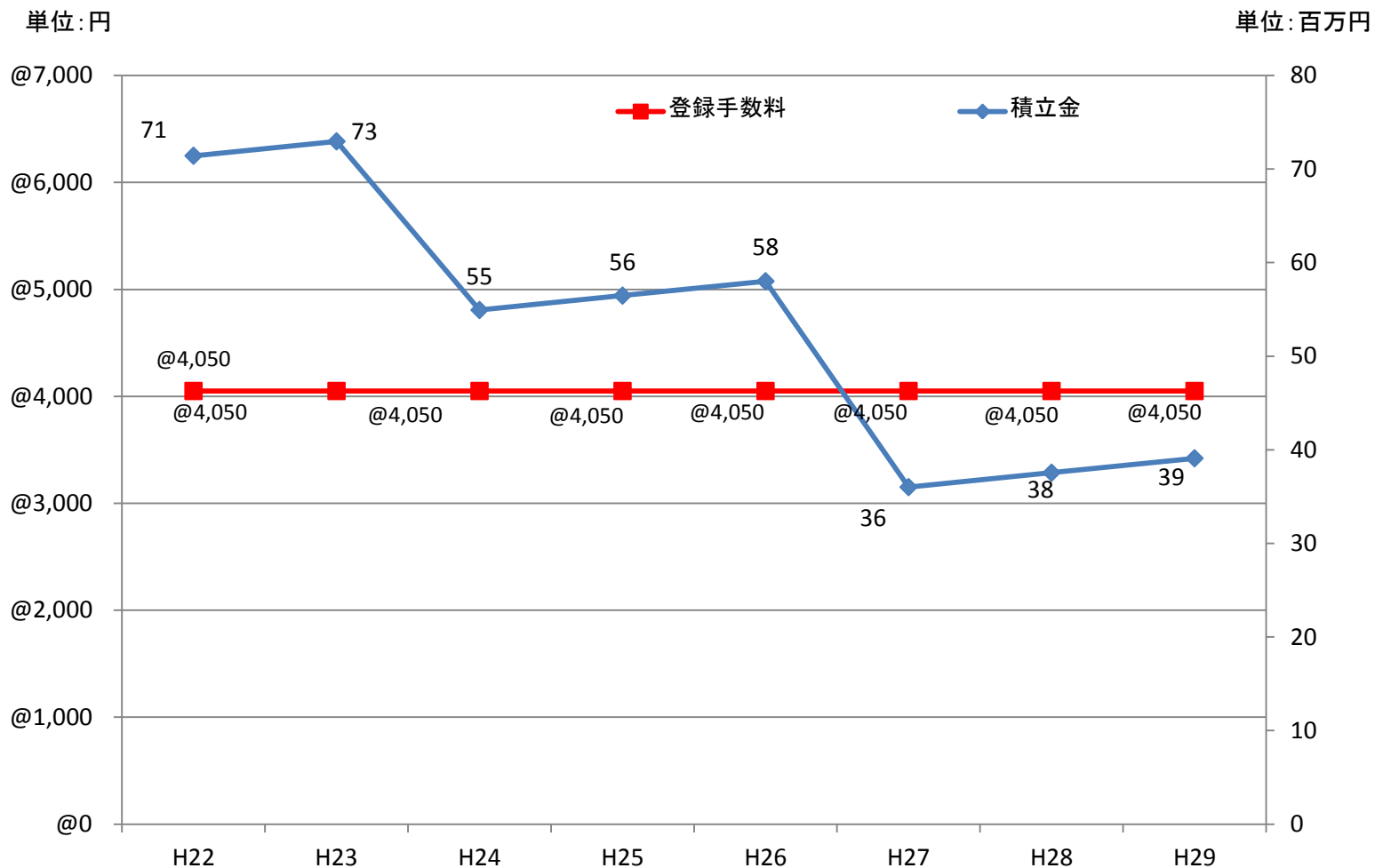
【介護福祉士】

単位:円



※:上記の推計は、現時点での将来の見込みである。

【精神保健福祉士】



※:上記の推計は、現時点での将来の見込みである。